

第二百一回 参議院災害対策特別委員会会議録第四号

令和二年三月二十七日(金曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

三月十九日

辞任 宮崎 雅夫君

補欠選任 岩本 剛人君

三月二十六日

辞任 河井あんり君
馬場 成志君

補欠選任 宮崎 雅夫君
清水 真人君

出席者は左のとおり。

委員長 杉 久武君

理事 足立 敏之君
長峯 誠君
吉川 沙織君
矢倉 克夫君

委員 岩本 剛人君
小野田紀美君
太田 房江君
加田 裕之君
清水 真人君
野村 哲郎君
宮崎 雅夫君
元榮太一郎君
小沼 巧君
小林 正夫君
芳賀 道也君
水岡 俊一君
宮崎 勝君
室井 邦彦君
武田 良介君

衆議院議員

災害対策特別委員長 山本 幸三君

國務大臣

國務大臣(内閣府特命担当大臣(防災)) 武田 良太君

事務局側

常任委員会専門員 林 浩之君

本日の会議に付した案件

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(杉久武君) たいだいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、馬場成志君及び河井あんり君が委員を辞任され、その補欠として岩本剛人君及び清水真人君が選任されました。

○委員長(杉久武君) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院災害対策特別委員長山本幸三君から趣旨説明を聴取いたします。山本衆議院災害対策特別委員長。

○衆議院議員(山本幸三君) たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、昭和五十五年五月に衆議院災害対策特別委員

会提出による五年間の時限立法として制定されたものであり、これまで五年ごとにその有効期限を延長してまいりました。

この間、本法律に基づき、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業が四十年にわたって鋭意実施されてきたところでありますが、本法律は、本年三月三十一日をもってその効力を失うこととなっております。

しかしながら、地震対策緊急整備事業には、現行計画で執行できなかった事業がある上、現行計画には盛り込めなかったものの地震防災対策の推進上緊急に整備すべき事業も少なからず存在しております。

本法律案は、このような状況に鑑み、本法律の有効期限を更に延長し、当該事業を引き続き実施することにより、地震防災対策強化地域における地震防災対策の充実強化を図ろうとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明いたします。

第一に、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、令和七年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(杉久武君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉久武君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成三十二年三月三十一

日]を「令和七年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内」とする。

3 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第八号）の一部を次のように改正する。
附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、令和二年度約三百十億円の見込みである。